

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。	
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。	－：対象外

第1章 総則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、尾張旭市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	—	—	—	— （原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。）	無

第2章 議会及び議員の活動原則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（議会の活動原則）</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の意見を把握し、市政に反映させるための運営に努めること。</p> <p>(3) 市長等の市政運営の監視及び評価を行うこと。</p> <p>(4) 合議制の機関として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。</p>	—	—	—	— （原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。）	無

<p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>— (原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。)</p>	<p>無</p>
<p>(1) 議会は言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p>					
<p>(2) 市政全般についての課題及び市民の意見を把握し、自己の能力を高める不断の研鑽さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。</p>					
<p>(3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>					
<p>(会派)</p> <p>第4条 議員は、政策等を同じくする2人以上をもって会派を結成することができる。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>— (原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。)</p>	<p>無</p>
<p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p>					
<p>(1) 議員の活動を支援すること。</p>					
<p>(2) 政策の立案及び提言並びに議案の審議及び審査のための調査研究を行うこと。</p>					
<p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。</p>					
	<p>要検討</p>				

第3章 市民と議会の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（会議の公開）</p> <p>第5条 議会は、市民に開かれた議会運営とするため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会の傍聴 ○本会議のライブ中継・録画配信 ○委員会音声のホームページ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会のライブ中継・録画配信 ○本会議や委員会における傍聴者数・視聴数向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会のライブ中継・録画配信の実施について検討していく。 ○本会議や委員会における傍聴者数・視聴数向上のための工夫に努める。 	B	無
<p>2 議会は、委員会を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。</p>	<p>あり方検討会、議会報告会実行委員会、政治倫理審査会の公開</p>			A	無
<p>（市民参加及び市民との連携）</p> <p>第6条 議会は、市民に対して積極的に議会に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市議会ホームページの公開 ○市議会だよりの発行 ○わくわく親子議会探検ツアー、意見交換会、議会報告会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ・市議会だよりの閲覧数向上 ○発信媒体の多様化 	<ul style="list-style-type: none"> ○公聴会及び参考人制度について研究していく。 ○ ケーブルテレビの本会議中継実施について検討していく。 ○市議会だよりにおける魅力ある誌面づくりに努める。 ○意見交換会、議会報告会の充実 ○市民参画の検討 	B	無
<p>2 議会は、政策立案、政策提言等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体（自治会・大学・民間団体等）との意見交換会の開催 ○議会報告会の開催 ○高校生議会の開催 	<p>意見交換会の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○意見交換会の周知 ○既存団体にとられない意見交換会の開催 ○団体以外（若者や女性など）の意見を聴く場の創出 	B	無

<p>(議会報告会・意見交換会)</p> <p>第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催する。</p>	<p>○各種団体（自治会・大学・民間団体等）との意見交換会の開催</p> <p>○高校生議会の開催</p> <p>○コロナ禍における動画による議会報告会の実施</p>	<p>○議会報告会の参加者の固定化</p> <p>○議会の結論に至る過程の報告が足りない。</p>	<p>○SNS活用など、議会報告会及び意見交換会の更なる周知に努める。</p> <p>○意見交換会及び議会報告会の実施方法検討・内容充実に努める。</p>	<p>B</p>	<p>要検討</p>
<p>(広報・広聴)</p> <p>第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得た市民の声を議会活動に反映するものとする。</p>	<p>○市議会ホームページの公開</p> <p>○市議会だよりの発行及びホームページへ誘導する二次元コードの掲載</p>	<p>○議会として個人の活動で得た要望を吸い上げる仕組みがない。</p> <p>○市議会だよりやウェブサイトに対するリアクションを把握できていない。</p>	<p>○市民の声を収集する方法について研究していく。</p> <p>○市議会だよりにおける魅力ある誌面づくりに努める。</p>	<p>B</p>	<p>無</p>
<p>2 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めるものとする。</p>	<p>○本会議のライブ中継・録画配信</p> <p>○市議会ホームページに議決結果、市議会だよりに賛否表掲載</p>	<p>○単に賛否だけでは関心を持ってもらえない。</p> <p>○討論内容、意見などはホームページを見ないと分からない。</p>	<p>○ホームページへ誘導するための工夫に努める。</p> <p>○委員会のライブ中継・録画配信の検討・推進</p> <p>○傍聴者数増加への取組</p>	<p>A</p>	<p>無</p>
<p>(趣旨説明制度)</p> <p>第9条 議会は、請願及び陳情を市民等からの提案及び意見であると捉え、請願及び陳情の提出者から申出があれば、審査の折に趣旨説明を行う機会を設ける。</p>	<p>趣旨説明制度実施</p>			<p>A</p>	<p>無</p>

第4章 議会と市長等の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。	—	—	—	— (各号において評価するため、評価対象外とする。)	無
(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	ほとんどの議員が一問一答の方式で行っている。			A	要検討
(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して確認権（反問権）を行使することができる。	確認権（反問権）の実施要領を定めている。	確認権（反問権）の行使の事例がほとんどない。	執行部へ確認権（反問権）の更なる周知に努める。	A	無
（議会審議における論点情報の形成） 第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	—	—	—	— (各号において評価するため、評価対象外とする。)	無
(1) 政策等を必要とする背景	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(2) 提案に至るまでの経緯	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無

(4) 市民参加の実施の有無とその内容	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(5) 総合計画との整合性	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(6) 財源措置	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(7) 将来にわたる費用及び効果	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(予算及び決算の施策説明) 第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。	重点事業の概要、補正予算の概要など、必要に応じて、説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(議決事件の拡大) 第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。			条文内の「積極的に」の文言を整理する。	C	要検討
2 前項に規定する議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。				—	無

第5章 議員間討議の実施

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
(議員間討議の実施及び議会の合意形成) 第14条 議会は、議員間の自由な討議による会議の運営に努めるものとする。	委員会において議員間討議を実施		議員間討議や討論をより自由に行うことができる環境づくりに努める。	A	無
2 議会は、委員会において、議案及び市民からの提案に関して審査し結論を出す場合は、議員間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。	委員会において議員間討議を実施		議員間討議や討論をより自由に行うことができる環境づくりに努める。	A	無

第6章 委員会の活動

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第15条 委員会は、審査に当たり、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。				A	無
2 委員会は、その所管に属する事務について、調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。	○委員会の行政視察実施 ○各委員会でテーマを決め、調査研究を実施		政策立案機能の強化のための仕組みづくりに努める。	C	無

第7章 議会改革

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第16条 議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。	○委員会の音声をホームページに掲載 ○タブレット端末導入 ○議会みらい創造特別委員会設置		引き続き議会改革に取り組む。	B	無
(議会のあり方検討会の設置) 第17条 議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することができる。	過去に設置した経緯はあるが、現状はあり方検討会は設置せず、特別委員会を設置	議会のあり方検討会は結論に対する効力がなく、議会改革には至らなかった。	○議会のあり方検討会での結論に実効性を担保する仕組みを検討していく。 ○結論に対する効力がある議会みらい創造特別委員会で検討していく。	A	要検討

第8章 政務活動費

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（政務活動費に関する透明性の確保）</p> <p>第18条 議員は、政務活動費の執行に当たり、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。</p>	<p>○政務活動費の不正の再発防止に向け申し合わせ事項を改善した。</p> <p>○個人支給のシミュレーションを試行している。</p>	<p>基準の解釈が会派・議員・事務局で統一されていない部分がある。</p>	<p>条例を遵守し、透明性の確保に努める。</p>	D	無
<p>2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表する。</p>	<p>収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を市議会ホームページで公表している。</p>		<p>○条例を遵守し厳格に執行していく。</p> <p>○議員個人でも説明を果たせるようにする。</p>	B	無

第9章 議会機能の充実強化

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（議会事務局の体制）</p> <p>第19条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。</p>		<p>○法務機能の強化ができていないと感じる。</p> <p>○議会事務局職員の増員</p>	<p>議会事務局職員の増員の必要性を検討していく。</p>	B	無
<p>（議会図書の実施）</p> <p>第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実に努め、これを有効に活用しなければならない。</p>	<p>○配架図書について市立図書館と連携</p> <p>○図書の配置の工夫</p> <p>○アンケートを実施</p>		<p>議会図書室の更なる有効活用に努める。</p>	B	無

(議員研修) 第21条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	○議員力UP研修実施 ○愛知県町村議会広報研修会参加 ○新議員研修会実施	○研修の成果が現状政策立案に活かされていない。 ○研修内容によって対象者が限定される。	○研修の成果を政策立案等につなげる仕組みを研究していく。 ○研修参加者の拡大について検討していく。	A	無
2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。	専門家による研修の実施	市民等との研修会は実施できていない。	市民等との研修や対象者を限定しない研修会開催について検討していく。	B	無

第10章 議員の政治倫理

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
第22条 議員は、品位及び品格を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、その使命の達成に努めなければならない。	議員政治倫理要綱を定め、品位及び品格を損なわないよう行動するよう努めている。	議員政治倫理要綱の見直し	○市政に対する市民の信託に応えるため、高い倫理観と品位の保持に努める。 ○研修の実施・強化に努めていく。	B	無
(議員定数) 第23条 議会は、議員定数について、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させるため、活発な議論が行われるものとなるよう検討しなければならない。	議会運営委員会で協議	○広く市民意志を反映するために、十分な審議を尽くすための会議体の適正規模への視点が薄い。 ○市民意見の聴取を継続的に出来ていない。	現員数のままでできる工夫として委員会の枠組みについて検討していく。	B	無
2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定める。	「議員の定数を定める条例」を定めている。			A	無
(議員報酬) 第24条 議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。	特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、随時検討している。			A	無

2 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。	「尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を定めている。			A	無
----------------------------	--	--	--	---	---

第11章 災害時の対応

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(災害時の議会対応)</p> <p>第25条 議会は、災害が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めなければならない。</p>	<p>「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」、</p> <p>「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」を整備している。</p>	<p>○有事の際の対応に不安がある。</p> <p>○BCPがない。</p>	<p>○議会審議を継続するための条例整備等について検討していく。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症が拡大した際の議会としての新たな対応について検討していく。</p> <p>○災害時におけるタブレット端末活用方法について研究していく。</p> <p>○議会防災訓練の実施について検討していく。</p> <p>○要領・マニュアルの見直し</p> <p>○BCPの策定</p>	B	無
2 議員は、災害時の組織体制、議員の役割及び行動方針を確認するなど、平常時においても災害に対する注意と準備を怠らないものとする。				—	無

第12章 検証及び見直し

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、随時、この条例の施行の状況を検証するとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。	○一般選挙を経た任期開始後の議会運営委員会で評価シートを用いて検討 ○専門家に検証及び見直し方法についての研修を実施			A	無
2 議会は、前項の検討の結果に基づき、見直しが必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。			検証後に見直しについて協議する。	A	無

第13章 委任

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。			今回の検証結果を基に検討する。	A	無